

令和 9 年度不用物品売却単価契約内訳書
(令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：佐合、上田 電話 222-3964)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (茶色カレット 南部資源リサイクルセンター) 令和 9 年度
予 定 数 量	4 1 3 t (数量については増減する場合がある)
契 約 期 間	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
引 渡 場 所	京都市南部資源リサイクルセンター (京都市伏見区横大路千両松町 4 4 7)
契 約 条 件	別紙「仕様書」のとおり
そ の 他	

茶色カレットの売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、南部資源リサイクルセンターで選別処理した茶色カレットを売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定めたものである。

- 1 引渡す資源物は、茶色カレットとする。
- 2 資源物の引渡場所は、南部資源リサイクルセンターが指定するストックヤードとする。
- 3 資源物の引渡しの日程及び時間帯については、次のとおりとする。
 - （１）祝祭日を除く月曜日から金曜日で、南部資源リサイクルセンターが指定する日及び時間帯とする。
 - （２）引渡し日及び時間帯については、引渡し日の前日の午前中までに指示する。
 - （３）乙において、南部資源リサイクルセンターから引渡し日及び時間帯の指示があった際に、指示された日及び時間帯において引取りが困難である場合には、速やかに南部資源リサイクルセンターに申し出ること。申し出がない場合には、引渡し日及び時間帯は確定したものとする。
 - （４）一旦引渡し日及び時間帯が確定したのちに、やむを得ない事情により変更する必要がある場合には、乙は遅くとも引渡し日前日中に南部資源リサイクルセンターに必ず連絡のうえ、変更しなければならない理由を説明し、承認を得ること。
 - （５）乙は指示された時間帯における引取業務を誠実に履行すること。
 - （６）乙が、甲との契約により、南部資源リサイクルセンターにおいて選別処理した無色カレットと茶色カレットの両方を引き取ることができる場合には、引渡し日を同一日とする場合がある。
- 4 資源物は、南部資源リサイクルセンターのホッパーから乙の車両に積み込む。
- 5 資源物の引渡し量は、１回あたりおおむね１０ｔ程度とし、南部資源リサイクルセンターからの連絡により、乙との協議のうえ、そのつど決定する。
- 6 資源物の計量は、甲が南部資源リサイクルセンターの計量器において行う。資源物の引き渡し時、積込前と積込後にそれぞれ車両の重量を計量器で測定し、その差を引渡し重量とする。
- 7 乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
 - （１）最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないように適切な措置を講ずること。
 - （２）資源物の積込み、引渡しはじめ、南部資源リサイクルセンター構内における作業全般について、施設職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないように、十分注意す

ること。

- (3) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）。は、乙が責任を負うこと。

8 乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 月末を締切りとし、翌月 5 日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する）。
- (2) 代金については、月末締めで引渡した資源の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1 円未満の端数については切捨てる。支払代金については、甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から 14 日以内に納入すること。
- (3) 月末を締切りとし、翌日 1 日（1 日が休日の場合は次の稼働日）の午前中までに、資源物引取量及び見積金額の報告書（書式は自由）を南部資源リサイクルセンターに提出すること。
- (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

9 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとしても、甲は何ら補償しない。

10 残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。

11 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。